

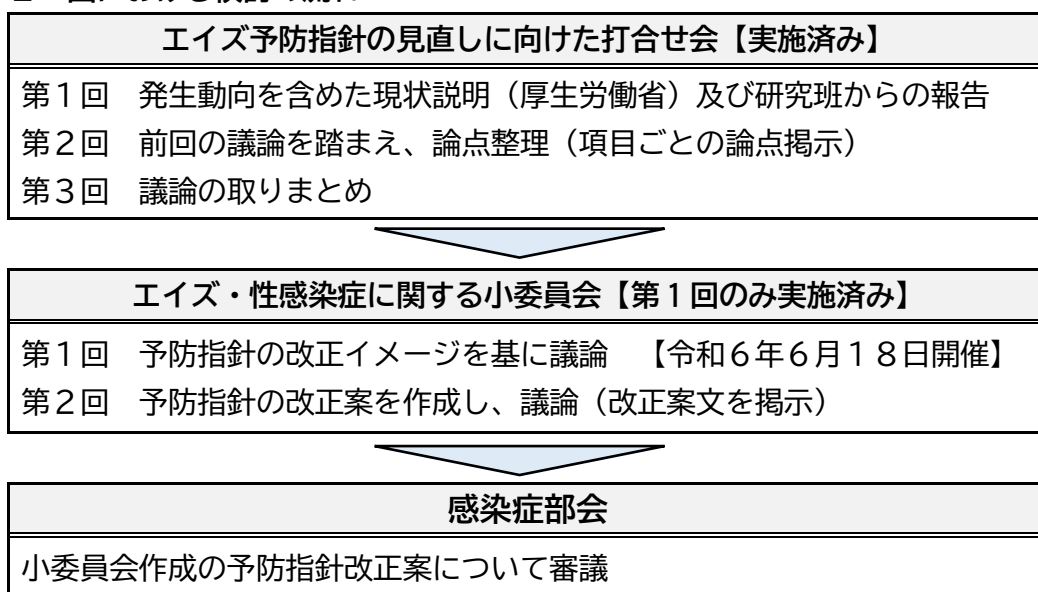
# 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」 改定に関する国の動向について

## 1 経過

国が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第11条に基づき定める特定感染症予防指針の内、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下、当該指針）の改訂に向けた検討が厚生労働省において進められている。

当該指針は平成11年の策定以降、6～7年ごとに改正されており、最終改正は平成30年である。

## 2 国における検討の流れ



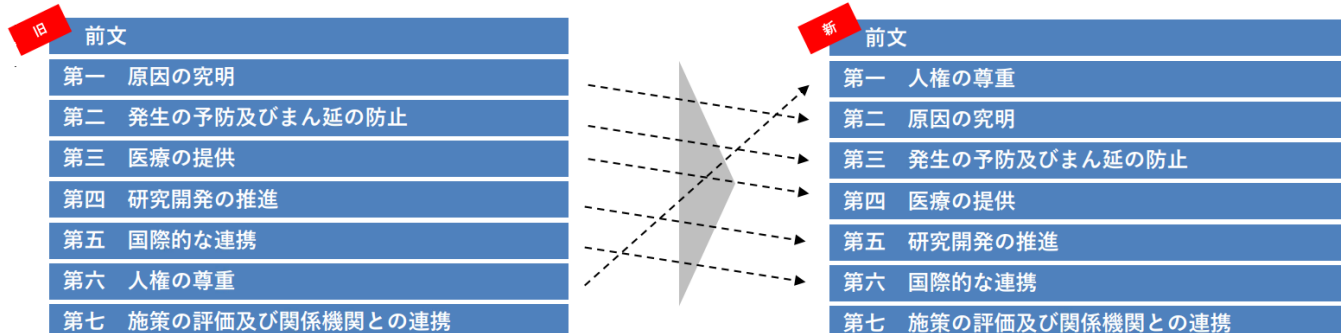
## 3 議論の概要

### (1) エイズ予防指針の見直しに向けた打合せ会

全3回の協議により、下記7点について改正の方向性を取りまとめた。

#### ① 指針全体の構成について

- ・エイズ予防指針は国のHIV感染症対策の向かうべき方向性を示す大方針として、施策の方向性を示す内容とする。
- ・基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療を受けることを確保されなければならない観点から、「六 人権の尊重」を「一 人権の尊重」に変更。



## ② HIV 流行終結に向けた目標設定

- ・国連合同エイズ計画（UNAIDS）の国際的な目標を踏まえ、我が国においても 2030 年までの HIV 流行終息に向けた目標を記載。
- ・理念目標として、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを記載。
- ・数値目標として、「ケアカスケード（第一に感染者等が検査によりその感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセス）の 95-95-95 目標」を記載。

## ③ U=U

- ・「U=U」（「Undetectable：検出限界値未満」＝「Untransmittable：HIV 感染しない」）の文言を記載。
- ・表現は、「HIV は、治療によりウイルス量を一定基準値未満に抑え続けられていれば、他者に感染することはない」とする。

## ④ 偏見や差別の撤廃

- ・医療や福祉の現場において HIV 感染者であるという理由のみで診療やサービス提供の拒否、消極的になってはならないことに言及。

## ⑤ 個別施策層への対策

- ・世界的にエイズ施策の鍵となる人々とされている、MSM、性風俗産業の従事者、トランスジェンダー、薬物を使用することがある人、受刑者について明記し、我が国としても、日本に滞在又は居住する外国人を含め、個別施策層として感染動向を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことを記載。

## ⑥ 暴露前予防

- ・抗 HIV 薬の曝（ばく）露前予防投与が有用であると報告されていること、曝（ばく）露前予防投与を行うには、定期的な HIV 検査、その他性感染症の検査等服薬者の健康状態の観察が重要であることについて記載。
- ・国は、これらの人々に対する曝（ばく）露前予防投与に関して研究を引き続き推進する必要があることを記載。

## ⑦ 医療体制

- ・エイズ治療拠点病院と地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、一般の医療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供する包括的な体制を整えることが重要である旨記載。

## ⑧ 郵送検査（検査体制）

- ・保健所における検査・相談業務について、受検者の利便性を考慮し、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施することや、一定の検査・相談件数を確保する等の観点から、医療機関・検診施設等に外部委託することや郵送検査の活用の検討など、検査の利用機会の拡大に向けた取組を促進していくことが重要である旨記載。
- ・「3 郵送検査」を「3 検査の利便性の向上」変更し、国は、検査の利用機会を拡大に資するため、利便性をより高めるような新たな検査機会や手法の可能性を検討していくことが重要である旨記載。保健所等は、個別施策層を含む国民に対して広く検査機会を提供するための方法として、検査・相談の外部委託や郵送検査等の活用を検討する旨記載。

## (2) 第 1 回 エイズ・性感染症に関する小委員会

事務局（厚生労働省）が示した「次期エイズ予防指針の構成案」について、協議が行われ、概ね了承、第 2 回は事務局において作成する予防指針の改正案について協議されることとなった。